

今相続手続き中のあなたに朗報!! 平成29年5月29日から始まっています!!

# 法務省の新しい相続人のための制度!! めんどろな相続窓口対応が たった一つの証明書でOK!!

戸籍謄本の束!!

銀行預金の名義変更  
不動産登記の名義変更  
どれだけ往復しないといけないの?!

今までの相続手続きでは、  
金融機関・保険証券・不動産に関する  
名義変更のために、戸籍謄本の束を  
各窓口に出すため大きな負担に!!

「いったいどれだけ  
往復すればいいんだ!!  
という声がたくさんありました…」

各種窓口に出す戸籍謄本の束を、法務局の手続きで

## たった一つの証明書だけでOKに!!

### 「法定相続情報証明制度」を活用。

- ① 法定相続人の範囲を証明する戸籍謄本  
※被相続人の出生～死亡までの戸籍謄本や各相続人の戸籍謄本等
  - ② 法定相続人の範囲を記載した相続情報一覧図  
※法定相続人の住所・氏名・生年月日等を記載した書面
- 上記2点を、相続発生後、相続人又は行政書士等の代理人が法務局に提出することで  
**法定相続情報一覧図**に認証文を付した上で、  
偽造防止措置を施した専用紙による写しを無料で交付

とはいえ、慣れない相続関連書類を自分で収集し、  
正確に作成して提出するのは一苦労…。

わかりやすいアドバイスや取得に関しては、ナカイにお任せください。

**相続・介護・成年後見相談** ..... **5,000円**  
※30分で解決の場合**無料**。おおむね1時間の面談時間でお聴きします。

**法定相続情報証明取得代行** ..... **60,000円**  
※証明書費用、交通費、消費税等、実費は別途申し受けます。  
※手続き費用は夫婦子供3人というシンプルな  
家族構成を基本にしています。

相続業界の専門家も  
待ち望んだ制度!!  
ついに始まりました!!

ナカイ総合事務所 所長 中井勉

NPO (特定非営利活動) 法人  
**相続アドバイザー協議会**® 認定会員

ナカイ相続 HomePage [www.nakai358.jp](http://www.nakai358.jp)

トータルサポートセンター 「一期一会ブログ」掲載中

行政書士 **ナカイ総合事務所** 〒670-0926 姫路市東駅前町70

創業26年終活&相続アドバイザーのナカイ総合事務所にお任せ下さい!

# ☎079-224-4849

動画でわかり  
やすく解説して  
います

YouTube

ナカイ 相続 検索



ナカイ総合事務所 駅から5分  
事務所前へどうぞ  
am9:00~pm7:30



# これからの相続は、法定相続情報証明から！

## ■法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付申出

【1】基本的な添付書類 平成29年5月29日から

- (1) 申出人(※1)または代理人が作成した「法定相続情報一覧図」
- (2) 被相続人(※2)の出生から死亡までの戸籍(除籍)謄本
- (3) 被相続人の最後の住所を証する住民票除票または戸籍の附票
- (4) 相続人全員の戸籍謄本または戸籍抄本
- (5) 申出人の住所氏名が記載されている証明書(住民票、戸籍の附票、申出人が「原本と相違ない」旨を記載した運転免許証のコピーなど)
- (6) 法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載した場合、  
相続人の住民票または戸籍の附票

【2】代理人(※3)による申出の場合、代理人の権限を証する書面(委任状ほか)

【3】代襲相続人(※4)がある場合、被代襲者(被相続人よりも先に亡くなっている本来の相続人)の出生から死亡までの戸籍(除籍)謄本

【4】数次相続(※5)が発生している場合、被相続人ごとの「法定相続情報一覧図」

【5】上記以外にも実情に応じて書類が必要となる場合があります。

※1 申出人となれるのは、相続人と数次相続(※5)により相続人の地位を承継した人です。

※2 被相続人とは、相続される人=亡くなった人のことです。

※3 代理人となれるのは、申出人の法定代理人(親権者、成年後見人等)のほか、相続人の親族(6親等内の血族及びその配偶者並びに3親等内の姻族)または8資格者(行政書士、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士)のみです。

※4 代襲相続とは、例えば、被相続人の子が被相続人よりも先に亡くなっていて、子の子(被相続人の孫)が相続人となるような相続のことです。

※5 数次相続とは、被相続人が亡くなったあと、相続人も亡くなり、次の相続が発生しているような場合をいいます。

<お問い合わせ先>



行政書士ナカイ総合事務所

姫路市東駅前町70番地(JR姫路駅徒歩5分)

新制度が始まります



ご相談の予約  
はいつでも受付  
しています。

面倒な戸籍集めや  
円満相続のお手続  
き等は、経験豊富な  
ナカイ総合事務所  
にお任せ下さい。



# 0120-329-180